


# 配食サービスとは？

問い合わせ先 長寿課 地域支援班 (福祉会館 1階 番窓口)

電話 23-6174・6147 / FAX 23-6520

内容	1日1食(300円自己負担*食材費相当額として)、昼食又は夕食(旧額田町地区は、夕食に限定)の配達等にかかる費用を助成、安否確認を同時に行います。 食事の内容は、普通食(事業者により、刻み、おかゆ等も対応可 *配食事業者一覧を参照) 配達時間(概ね) *配達時間の指定はできません。	
	<p>昼食 11:00~13:00    夕食 16:00~18:30    旧額田地区の夕食 15:00~18:00</p>	
対象者	調理が困難なかたのうち、次のいずれかに該当するかた	利用期間
	65歳以上で要介護1~5の認定のあるかた	介護認定期間と同じ
	65歳以上で要支援1,2の認定のあるかたで、介護認定申請時の主治医意見書で4(2)現在の栄養状態の「不良」又は(3)「低栄養」のいずれかにチェックのあるかた	
	栄養改善が必要と判断された特定高齢者のうち、地域包括支援センター作成のケアプランに配食サービスが位置づけられたかた(地域包括支援センターへ相談)	決定日より1年後の月末まで
	65歳以上で自己が取得した、「配食サービスに関する主治医意見書(指定様式有)」において「低栄養状態の診断(要検査結果)」及び「栄養改善が必要」な状態にあるかた (*毎年提出が必要)	
80歳以上の高齢者世帯、身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・B判定者及び配食サービスの対象となるかたのみで構成される世帯(同一敷地、隣接地に家族が居住していない世帯)で、世帯員全員が身体的及び精神的理由により調理が困難なかた	対象要件に該当する間は有効 *年に1度、確認書を送付	
持参するもの	印鑑(申請書類は、申請書 付表 誓約書等の記入) 介護保険被保険者証(要介護認定のあるかた) 緊急時にかかけつけできるかたの連絡先(2人以上) *かけつけできるかたが2人とも親族以外の場合は、親族の連絡先 対象者要件が介護認定以外のかたは、その事実を確認できるもの *障がい者等での対象者要件のかたは手帳を提示 岡崎市ホームページより、申請様式をダウンロードできます。	要介護認定により対象となる場合、その有効期限内に達してから、また新規・変更申請中は結果がわかってから申請受付。
		
安否確認について	<p>配食事業者が食事を手渡しにて配達することにより、安否確認を行います。配達時に不在となる場合は、安否確認が行えませんので、必ず配食事業者へ連絡をしてください。</p> <p><b>緊急連絡先のかたへ</b></p> <p>緊急時の対応については、以下のように行います。</p> <p>配達時、応答がない場合、事業者より緊急時にかかけつけできるかたへ連絡します。(室内で倒れている可能性もありますので、大至急対応をお願いします。)</p> <p>体調が悪いときなども連絡しますので、通院などの対応も各自でお願いします。</p> <p>救急を要する場合、救急車の要請は行いますが、付き添いなどはできません。(すぐにかかけつけできない場合も考えて、近所のかたへ緊急対応をお願いしておきましょう。)</p>	

# 配食サービスの利用方法

**申請** 長寿課へ申請 (福祉会館 1階 番窓口)

- \* 担当の地域包括支援センター、ケアマネジャーでの申請代行も可
- \* 持参するものは前ページをご覧ください
- \* 特定高齢者のかたは、地域包括支援センターへ相談してください。

**決定** 本人より配食事業者へ連絡

決定通知書の送付 (市)  
\* 概ね 1週間

↓

決定通知書の受領 (本人)

決定通知書

配食サービス受領確認表

配食サービス受領確認表 (同じものを2枚)

\* 配食サービス受領確認表 2枚のうち 1枚は、配食事業者へ、もう1枚は、事業者変更の際に使用

配食サービス事業者へ電話連絡 (次ページ一覽参照)

**【連絡する内容】**

- 市の配食サービスであること
- 氏名、住所 (アパート名等と号室も)
- 電話番号
- 配達希望日 (1週間程度の調整期間が必要)
- 昼食又は、夕食の選択 (旧額田地区は夕食のみ)

配食サービス受領確認表 (1枚)

\* 配食事業者に「配食サービス受領確認表」を渡してください。

**開始** 食事を受けとられましたら、**配食サービス受領確認表」に受領印を押し、実費分 (300円) を支払います。**

- \* 毎回の受領を署名で行い、月末に確認のための署名、押印にかえることもできます。
- \* 実費分の支払いを月末一括払いすることもできます。配食事業者へご相談ください。

注 意 点	
受け取り時の注意	<p>食事の受け渡しは、<b>手渡し</b>となっております。<b>配達時間には、必ず家にいるようにしてください。</b> (不在の場合は、事故防止のため食事を持ち帰りますが、この場合も、<b>利用料の支払いが必要</b>です。)</p> <p>受け取った食事は、なるべく早めにお召し上がりください。 * 次の食事や、翌日までとっておかないようにしてください。</p> <p>箸等は、利用者ご自身でご用意ください。</p> <p>食後の容器は、水を流す程度の洗浄をお願いします。次回配達時に回収します。</p>
変更 キャンセル など	<p>キャンセルは、<b>前日の午後 5時まで</b>に事業者へ連絡 * 当日キャンセルは、配食の有無に関わらず、実費となります。</p> <p>配食事業者の変更は、<b>中止する事業者と新規に依頼する事業者</b>と両方に連絡し、決定時の書類を新事業者へお渡しください。但し、1ヶ月1事業者の利用となるため、<b>月途中での事業者変更はできません</b> (旧額田町地域は、変更不可)</p> <p>申請した住所地以外に配達はできません。 * 住所地が変わった場合は長寿課へ変更届を提出</p>
配食の中止	<p>異常気象等により、配達が困難であると判断される場合、配食を中止する場合があります。(配達事業者より連絡有)</p>
悪質な詐欺に注意	<p>配食事業者を装った悪質な詐欺が発生しております。</p> <p>配達員は 制服か名札を着用しています。 確認印を押し「配食サービス受領確認表」をもっています。 自宅に上がりこむことはありません。(緊急時等、特別な場合を除く)</p>

配食事業者一覧 (平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日まで)

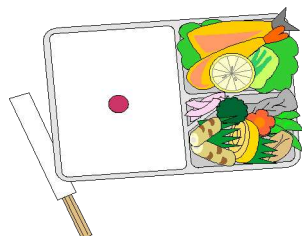
事業者名		ありがとうサービス (大和町)					
		岡崎給食 (桑谷町)					
事業者名		オカザキ製パン (赤浜町)				宅配クック123 (中田町)	
		豊田フードサービス (豊田市柿本町)					
事業者名		ぴあらいぶ岡崎 (大門 4 丁目)					
		食事の形態	一般食				
柔らかいご飯							
刻み食							
おかゆ			×			×	×
おにぎり			×				×
ミキサー食	×		×	×			×
ミキサーと刻みの混合	×		×	×	×		
2種類のメニュー	×		×	×	×		×
大盛り 小盛り				×			×
配達可能区域 (中学校区)	甲山			×			
	美川			×			
	南						
	竜海						
	葵		×				
	城北		×				
	福岡						
	竜南						
	東海	×					
	河合	×	×	×			
	常磐	×	×	×			
	岩津		×				
	新香山		×	×			
	北		×				
	矢作		×				
矢作北		×					
六ツ美							
六ツ美北							
事業者名		ありがとう	岡崎給食	オカパン	宅配クック	豊田フード	ぴあらいぶ

旧額田町地区の配食サービスは、夕食のみで、1社に限定 (平成22年度は、宅配クック123)

各事業者については、実費でも対応。費用・内容については、各事業者へ問い合わせください。  
(岡崎給食は、実費のみの対応不可)

**事業者の連絡先**

事業者名	電話	FAX
ありがとうサービス	34 -1389	34 -1389
岡崎給食	48 -7593	48 -6604
オカザキ製パン	58 -8007	52 -2872
宅配クック123	57 -2500	57 -2510
豊田フードサービス	0120 - 21 -1434	0565 - 27 -3900
ぴあらいぶ岡崎	27 -1115	28 -1155



## 手続き方法一覧

	内容	方法
変更	配食事業者を変更したい * 月途中の変更はできません * 旧額田地区のかたは変更できません	現在利用している事業者と新たに利用したい事業者の両方に、月末 1 週間前までに連絡。決定時に送付した配食サービス受領確認表(変更)を事業者へ渡し、後日事業者からコピーを返却。
	住所、連絡先が変わった	長寿課へ「変更届」を提出 配食事業者へ変更連絡
	緊急連絡先が変わった	
中止	配食を中止したい (用事、短期の入院など)	<b>前日の午後 5時までに、配食事業者へ連絡</b> * 連絡が遅れたときはキャンセル料として利用料と同額の支払いが必要となります。
	配食を中止したい (不要になった場合)	<b>前日の午後 5時までに、配食事業者へ中止連絡</b> 長寿課へ「資格喪失届」を提出
	家族と同居になった * 対象者要件 のかた	
	施設へ入所となった 市外へ転出となった	
更新 の 対象者	要介護認定の更新結果がわかった【対象者要件変更なし】	引き続きご利用できます。更新決定通知を送付します。(特別な手続きは不要です)
	要介護認定の更新結果がわかった【対象者要件ではなくなった】	更新前の認定の有効期限で対象者ではなくなります。長寿課へ「資格喪失届」を提出 * 引き続き利用を希望される場合は実費
	1年間の利用期間が終了する	引き続き利用を希望する場合は、期間終了前に再度申請が必要。(診断書を、再度提出) 不要の場合は、利用期間終了日で終了。

## 高齢者の生活や介護に関する相談は、「地域包括支援センター」へ

名称	所在地	電話(FAX)	担当区域(小学校区)
高年者センター岡崎	美合町	55-8399 (55-0105)	美合、緑丘、小豆坂
中央地域福祉センター	梅園町	25-3199 (25-7713)	梅園、井田、愛宕
北部地域福祉センター	岩津町	45-1699 (45-8791)	細川、奥殿、恵田、岩津、大樹寺
南部地域福祉センター	下青野町	43-6299 (43-6781)	六ツ美(北部・中部・西部・南部) 城南
西部地域福祉センター	宇頭町	32-0199 (34-3212)	北野、矢作北、矢作西、大門、広幡
東部地域福祉センター	山綱町	48-8099 (48-8096)	本宿、山中、藤川、竜谷
竜美(医師会館内)	竜美北	55-0751 (71-7452)	根石、三島、竜美丘
かわいの里	秦梨町	47-3333 (47-3331)	秦梨、生平、男川、常磐 常磐東、常磐南
やはぎ苑	上佐々木町	34-2345 (34-2347)	矢作南、矢作東、六名
なのはな苑	福岡町	57-8087 (57-8099)	羽根、岡崎、上地、福岡
額田(額田の里内)	夏山町	82-4370 (82-4388)	豊富、夏山、宮崎、形埜、下山
社会福祉協議会	康生通南	23-1105 (23-7820)	連尺 *平成22年4月やはぎ苑より移管